

一般社団法人千葉市建設業協会 定款変更 新旧対照表

現行定款	変更案
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 会員	第2章 会員
(会員)	(会員)
第5条 本会の会員は、 <u>千葉市内に本店を有し建設業許可を受けた信用ある建設業者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。</u>	第5条 本会の会員は、 <u>次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u>
2 <u>前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u>	2 <u>正会員 千葉市内に本店を有し建設業許可を受けた信用ある建設業者で、本会の目的に賛同して入会した法人とする。</u>
	3 <u>賛助会員 本会の事業を援助するために入会した法人とする。</u>
(会員資格の取得)	(会員資格の取得)
第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書を会長に提出し、資格審査を経て、理事会の承認を受けなければならない。	第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書を会長に提出し、資格審査を経て、理事会の承認を受けなければならない。
2 前項の資格審査委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。	2 前項の資格審査委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
	3 <u>暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合は入会を承認しない</u>
第7条～第9条 (略)	第7条～第9条 (略)
(会員資格の喪失)	(会員資格の喪失)
第10条 会員が次のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。	第10条 会員が次のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。
(1) 第5条に規定する資格を喪失したとき	(1) 第5条に規定する資格を喪失したとき
(2) 第7条に規定する支払義務を半年以上履行しなかったとき	(2) 第7条に規定する支払義務を半年以上履行しなかったとき
(3) 任意退会したとき	(3) 任意退会したとき

一般社団法人千葉市建設業協会 定款変更 新旧対照表

現行定款	変更案
<p>(4) 除名されたとき (5) <u>総会員</u>が同意したとき (6) <u>当該会員</u>が<u>死亡又は解散</u>したとき</p>	<p>(4) 除名されたとき (5) <u>総正会員</u>が同意したとき (6) <u>当該正会員</u>が解散したとき</p>
<p>第3章 総会 (構成) 第11条 総会はすべての<u>会員</u>をもって構成する。 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>	<p>第3章 総会 (構成) 第11条 総会はすべての<u>正会員</u>をもって構成する。 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>
<p>第12条～第13条 (略)</p>	<p>第12条～第13条 (略)</p>
<p>(召集) 第14条 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 <u>総会員</u>の5分の1以上の議決権を有する<u>会員</u>は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>(召集) 第14条 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 <u>総正会員</u>の5分の1以上の議決権を有する<u>正会員</u>は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(議決権) 第16条 総会における議決権は、<u>会員</u>1名につき1個とする。</p>	<p>(議決権) 第16条 総会における議決権は、<u>正会員</u>1名につき1個とする。</p>
<p>(決議) 第17条 総会の決議は、次項に定める場合を除き、<u>総会員</u>の議決権の過半数を有する<u>会員</u>が出席し、出席した<u>当該会員</u>の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>総会員</u>の半数以上であって、<u>総会員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>(決議) 第17条 総会の決議は、次項に定める場合を除き、<u>総正会員</u>の議決権の過半数を有する<u>正会員</u>が出席し、出席した<u>当該正会員</u>の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>総正会員</u>の半数以上であって、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>第17条2(1)～3(略)</p>	<p>第17条2(1)～3(略)</p>

一般社団法人千葉市建設業協会 定款変更 新旧対照表

現 行 定 款	変 更 案
<p>(書面表決)</p> <p>第 18 条 理事会において総会に出席しない<u>会員</u>が書面で議決権を行使することができることを定めたときには、総会に出席できない<u>会員</u>は、予め議案として通知された事項について、書面をもって表決することができる。</p> <p>2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した<u>会員</u>の議決権の数に算入する。</p>	<p>(書面表決)</p> <p>第 18 条 理事会において総会に出席しない<u>正会員</u>が書面で議決権を行使することができることを定めたときには、総会に出席できない<u>正会員</u>は、予め議案として通知された事項について、書面をもって表決することができる。</p> <p>2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した<u>正会員</u>の議決権の数に算入する。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 やむを得ない事由のために総会に出席できない<u>会員</u>は、他の<u>会員</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、代理人は、1名で5個を超える代理人としての表決権を行使することはできない。</p> <p>2 前項の規定により代理人によって行使した議決権の数は、出席した<u>会員</u>の議決権の数に算入する。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 やむを得ない事由のために総会に出席できない<u>正会員</u>は、他の<u>正会員</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、代理人は、1名で5個を超える代理人としての表決権を行使することはできない。</p> <p>2 前項の規定により代理人によって行使した議決権の数は、出席した<u>正会員</u>の議決権の数に算入する。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び総会に出席した<u>会員</u>のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び総会に出席した<u>正会員</u>のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。</p>
<p>第 4 章 役員 (役員を設置)</p>	<p>第 4 章 役員 (役員を設置)</p>
<p>第 21 条 <u>本会に、次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 理事 30 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p>	<p>第 21 条 <u>役員は本会の正会員の中から、次の役員を選任する。</u></p> <p>(1) 理事 30 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p>
<p>第 4 章 第 21 条 2～第 12 章 (略)</p>	<p>第 4 章 第 21 条 2～第 12 章 (略)</p>